

令和4年度（2022年度） 戸建木造住宅

耐震改修事業 利用の手引き

申請者（市民の皆様）向け
[令和4年度5月募集開始分]

- 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業 -



建替え設計工事一括編

- 熊本市の戸建木造住宅の耐震化事業 . . . P1
- 建替え設計工事一括の利用について . . . P2
 - 1. 申し込みの前に確認すること . . . P2
 - 2. 補助事業の流れ . . . P4
 - 3. 事業の実施 . . . P5
 - 4. その他の手続きについて . . . P8
 - 5. 住民票等の入手先 . . . P9
- 記入例 . . . P12
- よくある質問 . . . P18

お問い合わせ先

熊本市 住宅政策課（市役所9階）

〒860-8601

住所：熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号：096-328-2449

FAX番号：096-359-6978

メールアドレス：jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp

熊本市の戸建木造住宅の耐震化事業

熊本市では、平成12年5月31日以前の戸建木造住宅の耐震化に対する支援を行います。

今後起こりうる地震に備え、お住まいの耐震化をご検討ください。

耐震診断

耐震診断士がご自宅に伺い、目視及び図面等により住宅を調査し、耐震性を評価します。

派遣

耐震診断に要する費用
5,500円（定額）



補強

設計改修一括

耐震診断士が行った補強設計・工事監理及び改修工事を一括で実施した場合が補助の対象です。

補助

補助金額の算定については改修工事費用の4/5以内（上限100万円）

※設計改修一括の補助から補強計画設計のみ（費用の2/3以内で上限14万円の補助）に切り替えることも可能です。その後、耐震改修工事を行う場合は補強計画設計と耐震改修工事の補助（費用の1/2以内で上限60万円の補助）合わせて74万円が上限となりますのでご注意ください。

建替え

建替え設計工事一括

同一敷地での建替えが対象です。※熊本地震による被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象の住宅は対象外となります。

補助

建替え工事費用の4/5以内（上限100万円）

部分補強

耐震シェルター

睡眠スペース等を守るための装置を、寝室など住宅の一部に設置します。

補助

費用の1/2以内（上限20万円）

★熊本市から施工会社へ補助金を直接支払うことができます！（代理受領制度）
申込者の皆様が準備する資金は、工事等の費用から補助金額を除いた額となります。

●建替え設計工事一括の利用について

事業概要

本事業（建替え設計工事一括）は、熊本市の登録診断士の耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満と評価された住宅の建替え設計・工事を一括で実施する所有者等に対し、その費用の一部を補助するものです。

1. 申込みの前に確認すること

(1) 補助の対象となる住宅

補助金の交付対象になる住宅は、過去に熊本市の登録診断士が耐震診断を実施した住宅で、上部構造評点が1.0未満と評価されたもので、次の1～9をすべて満たす必要があります。

1. 熊本市内にある、人が住んでいる又は住む見込みがある戸建木造住宅
(併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの。賃貸の住宅は除く。)
2. 在来軸組構法又は伝統的構法によって建てられたもの
3. 3階建てまでのもの
4. 平成12年5月31日以前に着工したもの
(昭和56年6月1日以降に着工したものは、熊本地震による罹災証明書を取得されているものや被害写真等により被害が確認できるもの)
5. 平成12年6月1日以降に増築した場合、増築部分の床面積が延床面積の2分の1以下のもの
6. 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの
7. 原則として、建築基準法に係る違反のないもの
8. 建替え後の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域外に存するもの
9. 建替え後の住宅は、原則として省エネ基準(※)に適合するもの

※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する建築物エネルギー消費性能基準

(2) 補助の対象になる方

補助金の交付の対象になる方は、次の条件をすべて満たす必要があります。

1. 住宅の所有者
(特別な理由で所有者による申し込みが不可能な方はご相談ください。)
2. 市税の滞納が無いこと

(3) 補助金額

1戸あたりの補助金の額は、次のとおりです。

建替え工事に要した費用の 5分の4以内 かつ 上限100万円 (千円未満は切捨て)

(4) 申請期間と事業の完了期限、募集戸数

受付開始日：令和4年（2022年）5月23日（月）から7月15日（金）
※当日消印有効

申請方法：住宅政策課へ申請書等を**原則郵送**でご提出ください。
また、令和4年度より申請者本人からのみの電子申請が可能となりましたので、
詳細は市ホームページまたはお電話にてお尋ねください。
※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

募集戸数：2戸程度
※先着順で受付を行い、募集戸数に達した場合は終了とします。

完了期限（完了実績報告書の提出期限）：令和5年（2023年）1月31日（火）まで

(5) 印鑑

申請書類に使用する印鑑は、認印で結構です。ただし、浸透印（シャチハタ等）は使用できません。
各書類共に同じ印鑑を使用してください。

(6) 書類の作成等については担当の建築士等へご相談ください

本事業では、いくつかの申請書類（補助金交付申請書、完了実績報告書など）の作成や工事写真の撮影などを行わなければなりません。申請書類の作成については、建替え設計、工事監理等を依頼される建築士へ依頼することでスムーズに事業を進めることができます。

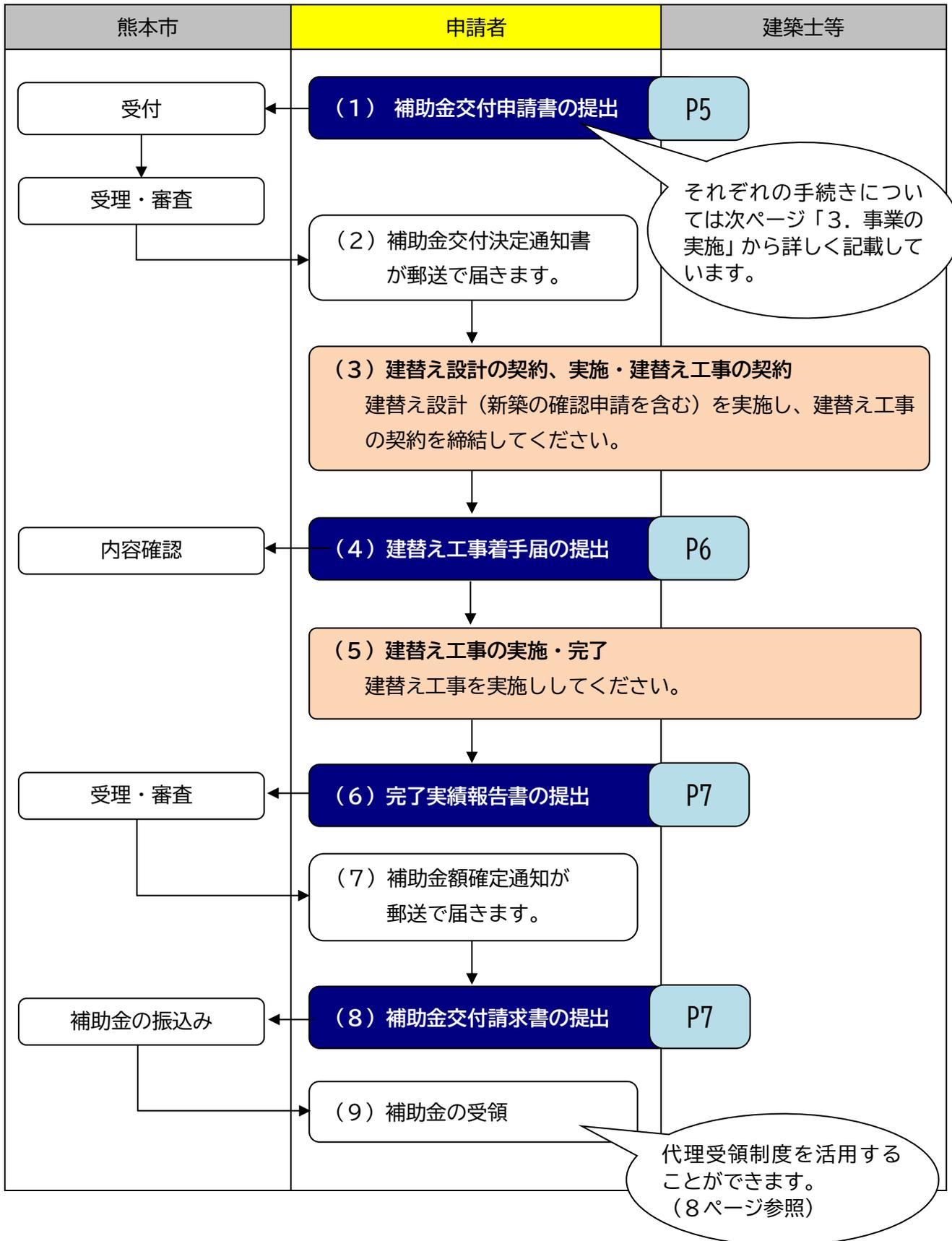
なお、申請書類は、熊本市ホームページに掲載しています。

(7) 補助の対象となる建替え設計・工事

上部構造評点が1.0未満の戸建木造住宅を建替えるための設計・工事が対象で、次の2点を満たす必要があります。

- 一棟を全て解体し、新築すること
- 解体前の戸建木造住宅があった敷地に、新築すること

2. 補助事業の流れ



3. 事業の実施

(1) 補助金交付申請書の提出

最初に行う補助金の申請の手続きです。

※**委任状**を添付することで、建築士等が書類を提出することができます。

申請者 (建築士等)	次の書類を用意し、申請者または担当の建築士が提出してください。 申請書類の作成が困難なものは、建築士等へ相談されてください。
---------------	---

受付開始日：令和4年（2022年）5月23日（月）※**先着順で受付を行います。**

提出方法：住宅政策課へ申請書等を**原則郵送**でご提出ください。

また、令和4年度より申請者本人からのみの**電子申請**が可能となりましたので、詳細は市ホームページまたはお電話にてお尋ねください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

提出場所：〒860-8601 熊本市中央区手取本庁1-1 住宅政策課

◆補助金交付申請書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 補助金交付申請書（様式第15号） 記入例 P12	建築士等へ相談
	(2) 事業計画書（別紙1） 記入例 P13、P14	建築士等へ相談
	(3) 建替え設計及び建替え工事の見積書の写し	建築士等へ相談
	(4) 申請者の住民票の写し ※居住者が別にいる場合は、居住者の住民票の写し	9ページ参照
	(5) 住宅の所有者がわかる書類の写し (登記事項証明書)	9ページ参照
	(6) 市税の滞納が無いことの証明書の写し	9ページ参照
	(7) 補助事業の実施に係る同意書（別紙2） ※共有者がいる場合に提出 記入例 P15	申請者が準備
	(8) 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ※(5)により建築年が確認できる場合は省略可能。	10ページ参照
	(9) 昭和56年6月1日以降に着工したものは、 罹災証明書又は罹災報告書（派遣要綱様式第2号） 記入例 P17	申請者が準備
	(10) 耐震診断の結果報告書の写し ※表紙だけではなく、 報告書一式 の写し	申請者が準備
	(11) 現況写真（外観写真2方向以上）	申請者が準備
	(12) 委任状（別紙3） ※建築士等に手続きを委任する場合に提出 記入例 P16	申請者が準備

(2) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の提出後、熊本市は申請された住宅が補助対象となるかを、提出書類により審査を行います。(審査には通常3週間程度かかります)

提出書類の審査・補助金額の査定が済みましたら、市から補助金交付決定通知書を郵送します。

(3) 建替え設計の契約及び実施、建替え工事の契約

補助金交付決定通知書が届いたら、建替え設計の契約を結び、建替え設計を実施してください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず、補助金交付決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(解体工事・建替え工事の契約も同様)

(4) 建替え工事着手届の提出

「住宅の新築工事に係る契約の締結日」又は「新築する住宅の建築確認済書の交付日」のいずれか遅い日から10日以内に、建替え工事着手届を提出してください。

※委任状を提出していれば、建築士等が書類を提出することができます。

申請者 (建築士等)	次の書類を用意し、提出ください。
---------------	------------------

提出方法：原則郵送でご提出ください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

提出場所：〒860-8601 熊本市中央区手取本庁1-1 住宅政策課

◆建替え工事着手届及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 建替え工事着手届(様式第16号)	建築士等へ相談
	(2) 建替え設計及び建替え工事に係る契約書の写し	建築士等へ相談
	(3) 新築する住宅の建築基準法第6条または第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し	建築士等へ相談
	(4) 工程表	建築士等へ相談
	(5) 新築する住宅の配置図、平面図、立面図	建築士等へ相談
	(6) 新築する住宅が省エネ基準に適合することがわかる書類の写し	建築士等へ相談

(5) 建替え工事の実施

建替え工事を実施してください。建築基準法第7条または第7条の2の規定に基づく完了検査が必要な場合は、受検も済ませてください。

※住宅の引渡し時期については、特に決まりはありませんので、適宜行ってください。

(6) 完了実績報告書の提出

完了実績報告書を提出してください。

※**委任状**を提出していれば、建築士等が書類を提出することができます。

申請者 (建築士等)	次の書類を用意し、提出ください。
---------------	------------------

提出方法：住宅政策課へ申請書等を**原則郵送**でご提出ください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

提出場所：〒860-8601 熊本市中央区手取本庁1-1 住宅政策課

提出期限：令和5年(2023年)1月31日(火)まで

◆完了実績報告書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 完了実績報告書(様式第17号)	建築士等へ相談
	(2) 建替え前後の状況が確認できる写真	建築士等へ相談
	(3) 新築した住宅の建築基準法第7条または第7条の2の規定に基づく検査済証の写し	建築士等へ相談

(7) 補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書の提出後、熊本市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(8) 補助金交付請求書の提出

補助金額確定通知が届いたら、補助金交付請求書を提出してください。

※**委任状**を提出していれば、建築士等が書類を提出することができます。

申請者 (建築士等)	次の書類を用意し、提出ください。
---------------	------------------

提出方法：**原則郵送**でご提出ください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

提出場所：〒860-8601 熊本市中央区手取本庁1-1 住宅政策課

提出期限：令和5年(2023年)3月31日(金)まで

◆補助金交付請求書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 補助金交付請求書(様式第10号)	建築士等へ相談
	(2) 建替え工事の 領収書等 の写し	建築士等へ相談

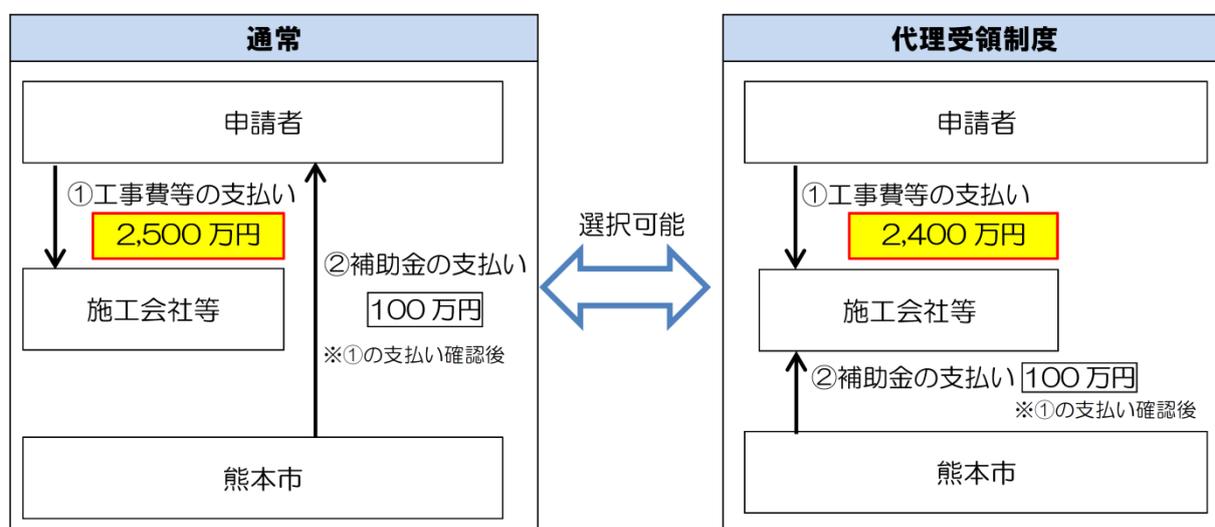
(9) 補助金の受領

補助金交付請求書を提出してから通常3週間程度で指定された口座に補助金が振り込まれます。
熊本市から入金済みの連絡は行いません。通帳を確認していただき、補助金が振り込まれていたら本事業は完了となります。

★代理受領制度について

熊本市が直接、施工会社等へ補助金を支払うことができます。代理受領制度の活用については、建築士等へご相談ください。

●工事費2,500万円、補助金100万円の場合の例



4. その他の手続きについて

◆ 申請内容が変更になった場合

建替え設計又は建替え工事の途中で、申請した内容（費用、工期等）に変更があったときは、変更の手続きが必要な場合がありますので、建築士等にご相談いただくか、住宅政策課までお問合せください。

◆ 辞退をする場合

補助事業を途中で辞退する場合は、辞退届を提出する必要があります。

その場合は、補助金を受け取ることができません。また、既に建築士や工務店などが業務を行っている場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

辞退届の様式は住宅政策課にありますので、建築士等にご相談いただくか、住宅政策課までお問合せください。

5. 住民票等の入手先

◆住民票の写し

各区の区役所区民課および出張所等で取得する場合

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※土曜、日曜、祭日の場合は市役所1階時間外証明窓口（午前9時～午後7時）で取得可能

※市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。

手数料：400円（窓口で入手される場合、熊本地震に関するり災証明を取得されていれば手数料はかかりません。）

必要なもの：本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

証明書コンビニ交付サービスで取得する場合

サービス提供時間：午前6時30分～午後11時00分

必要なもの：個人番号カード（マイナンバーカード）

手数料：200円

詳しくは、中央区役所 区民課（096-328-2240）など、お近くの区役所、出張所にお尋ねください。

◆住宅の所有者がわかるものの写し（登記事項証明書の写し※）

※住宅の登記がされていない場合は、固定資産証明書の写しをご提出ください。

登記事項証明書

入手先：法務局（P.11を参照ください）

手数料等については、[法務局](#)に直接ご確認ください。

（※住宅の登記がされていない場合）固定資産証明書

入手先：中央区役所は市民税課、その他の区役所（北・南・東・西）は税務室および出張所等
（市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。）

必要なもの：印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

手数料：400円（窓口で入手される場合、熊本地震に関するり災証明を取得されていれば手数料はかかりません。）

◆市税の滞納が無いことの証明書の写し

入手先：中央区役所は市民税課、その他の区役所（北・南・東・西）は税務室（市内にお住まいの方は、お住まいの区以外でも入手できます。）

（各区の区役所区民課や出張所等では入手できません。）

必要なもの：印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

手数料：400円（窓口で入手される場合、熊本地震に関するり災証明を取得されていれば手数料はかかりません。）

◆住宅の建築確認通知書（建築確認済証）の写し

※登記事項証明書により建築年が確認できる場合は不要

- ①ご自宅に保管されている場合は、その写しを提出してください。
- ②ご自宅にない場合は次の方法により通知書を発行できますので、その写しを提出してください。

入手先：市役所11階 建築指導課

必要なもの：新築時の住宅の所有者や地番、建築年がわかるもの

手数料：300円

※昭和46年以降に建築確認申請を行い、建築された住宅が対象です。

※住宅の所有者がわかるものの写し（登記事項証明書、固定資産証明書等）により建築年が確認できる場合は省略可能。

ご不明な点は、住宅政策課（096-328-2449）までお問い合わせください。

登記事項証明書の入手先

登記事項証明書については、熊本地方務局（本局）で入手してください。

案内図	
郵便番号 所在地 電話番号	<p>〒862-0971 熊本市中央区大江3丁目1-53 熊本第二合同庁舎 電話：096（364）2145</p>
交通手段	<ol style="list-style-type: none"> 1 「熊本駅前」から熊本都市バス第一環状線（大学病院方面）30分 「大江渡鹿（おおえとろく）」下車，徒歩3分 2 「桜町バスターミナル」から20分「大江渡鹿（おおえとろく）」下車，徒歩3分 九州産交バス利用：小山団地行，戸島駐車場前行，トラクターミナル前行 免許センター行 熊本都市バス利用：水前寺駅北口行，県立劇場前行，長嶺小学校前行， 画図橋行，水前寺鳥居前 3 九州自動車道熊本ICから国道57号東バイパス，産業道路へ右折 熊本第二合同庁舎案内板を左折，車20分

※法務局ホームページより

記入例

熊本市長 大西 一史 様

熊本 捨印を押印

捨印

年 月 日

提出時に記入

申請者 住所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 太郎

電話番号 096-111-1111

「住民票」の住所を記入してください。

熊本

補助金交付申請書
(建替え設計工事一括)

本事業で使用する印鑑は、今後、すべてこの印鑑を使用していただくことになります。

熊本市戸建木造住宅耐震改修事業の補助金の交付を受けたいので、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

- 記
- 1 対象住宅
所在地（地番） 熊本市 中央区 手取本町1110
- 2 補助対象経費 金 1,250,000 円
- 3 補助金交付申請額 金 1,000,000 円
- 4 完了予定日 2023年1月31日
- 5 添付書類
- 「登記事項証明書」等の地番を記入してください。
- P14「交付申請額の算定」で算出した額を記入してください。
- 2023年1月31日と記入してください。

書類	分類	確認欄
(1) 事業計画書（別紙1）		
(2) 建替え設計及び建替え工事の見積書の写し		
(3) 住民票の写し		
(4) 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書）		
(5) 市税の滞納がないことの証明書の写し		
(6) 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書（別紙2）		
(7) 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ※(4)により建築年が確認できる場合は省略可能。		
(8) 災害対策基本法に基づく罹災証明書を取得している場合は、罹災証明書の写し		
(9) 昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、罹災報告書（派遣要綱様式第2号） ※(8)により罹災が確認できる場合は、省略可能。		
(10) 耐震診断結果報告書の写し		
(11) 現況写真（外観写真2方向以上）		
(12) 交付決定以降の手続きを委任する場合は、委任状（別紙3）		
(13) その他市長が必要と認める書類		

申請者	住所	熊本市中央区手取本町1番1号					
	氏名	熊本 太郎					
住宅概要	所在地 (地番)	熊本市 中央区 手取本町1110					
	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ())					
	階数	<input type="checkbox"/> 平屋 <input checked="" type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て					
	規模・床面積			住宅部分	住宅以外の部分	小計	合計
		昭和56年5月31日以前に着工した部分	1階	70.39 m ²	0 m ²	70.39 m ²	99.27 m ²
			2階	28.88 m ²	0 m ²	28.88 m ²	
			3階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	
		昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前に増築した部分	1階	14.23 m ²	0 m ²	14.23 m ²	14.23 m ²
			2階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	
			3階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	
平成12年6月1日以降に増築した部分		1階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	
		2階	0 m ²	0 m ²	0 m ²		
		3階	0 m ²	0 m ²	0 m ²		
	1階計	84.62 m ²	0 m ²	延床面積			
	2階計	28.88 m ²	0 m ²				
	3階計	0 m ²	0 m ²				
	小計	113.50 m ²	0 m ²			113.50 m ²	
	建築年月日	昭和54年 4月30日					
	建築確認	昭和54年 1月31日 (第 1234 号)					
耐震診断の概要	熊本市の制度の利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有り (令和元年度) <input type="checkbox"/> 無し					
	現況の耐震診断結果 (上部構造評点)	1階X方向	1階Y方向	2階X方向	2階Y方向		
		0.35	0.43	0.83	0.91		
		3階X方向	3階Y方向	/			

「住民票」の住所を記入してください。

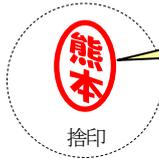
「登記事項証明書」等の地番を記入してください。

設計改修一括は (第二面)、建替え設計工事一括は (第三面)、耐震シェルター工事は (第四面) に続く

建替設計者 及び建替工 事監理予定 者の概要	建築士事務所	(熊本県) 知事登録 第00000号 事務所名 株式会社 ひごまる一級建築士事務所 住所 熊本市中央区熊本城1番1号 電話番号 096-111-2222
	建築士	(一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録 第0000000号 氏名 肥後 二郎
建替工事施 工予定者の 概要	建替工事施工者 (解体)	会社名 ひごまる工務店 住所 熊本市中央区熊本城2番1号 電話番号 096-111-3333 担当者 肥後 三郎
	建替工事施工者 (新築)	会社名 ひごまる工務店 住所 熊本市中央区熊本城2番1号 電話番号 096-111-3333 担当者 肥後 三郎
交付申請額 の算定	見積額 (注1) (消費税を含む)	25,000,000 円 (①)
	補助対象経費の上限額	1,250,000 円 (②)
	補助対象経費	① ②のうち最小の額 (注2) 1,250,000 円 (A)
	交付申請額 (注3) (= A × 4 / 5)	1,000,000 円
建替え設計着手予定日	2022年 7月 1日	申請書類を受理してから、通常 3週間程度で交付決定となり ますので、その期間を見込んだ 日付を記入してください。
建替え工事着手予定日	2022年10月 5日	
完了予定日	2023年 1月31日	
備考	2023年1月31日と記入して ください。	

様式は建築士等又は住宅政策課にお問い合わせください。
申請住宅に「共有者」がない場合、この書類を提出する必要はありません。

戸建木造住宅【改修】
別紙2（様式第1号様式第14号、
様式第15号、様式第18号）



捨印を押印

年 月 日

提出時に記入

熊本市長 大西 一史 様

補助事業の実施に係る同意書

（ 設計改修一括 ・ 耐震改修工事 ・ **建替え設計工事一括** ・ 耐震シェルター工事）

下記の住宅について、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業を実施することに同意します。
また、事業の円滑な実施のため、必要に応じ協力をいたします。

記

1 対象住宅
所在地（地番） 熊本市 **中央区 手取本町1110**

2 共有者等
住所 **熊本市 中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 花子**



住所

氏名

共有者、借借人がある場合に記入してください。
※共有者等の苗字が申請者と同じ場合、
印鑑は申請者と異なるものを使用して下さい

住所

氏名

印

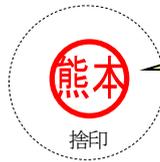
住所

氏名

印

※対象住宅に共有者又は借借人がある場合は、同意を得て2に記入すること。

戸建木造住宅【改修】
別紙3（様式第1号様式第14号、
様式第15号、様式第18号）



捨印を押印

熊本市長 大西 一史 様

年 月 日

提出時に記入

委 任 状

（ 設計改修一括 ・ 耐震改修工事 ・ **建替え設計工事一括** ・ 耐震シェルター工事）

私は、 肥後 二郎 を代理者（窓口に来る方）と定め、下記の事項を委任しました。

1. 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る2に示す申請及び報告等の内、各事業に必要な手続きの一切を委任される場合は、下記の事項に○をつけてください。

<input checked="" type="radio"/>	熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る2に示す申請及び報告等の手続きにおける一切を委任
----------------------------------	--

2. 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る申請及び報告等の手続きのうち一部を委任する場合は、下記の項目の中から該当する事項に○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	交付申請（第4条）	<input type="checkbox"/>	変更申請（第7条）
<input type="checkbox"/>	補助事業の中止又は廃止（第8条）	<input type="checkbox"/>	状況報告（第10条）
<input type="checkbox"/>	補償計画設計の報告（第11条）	<input type="checkbox"/>	建替え工事の着手届（第14条）
<input type="checkbox"/>	完了実績報告（第15条）	<input type="checkbox"/>	補助金の請求及び交付（第17条）
<input type="checkbox"/>	完了後の報告等（第21条）	<input type="checkbox"/>	

対象住宅の所在地（地番） 熊本市 中央区 手取本町1110

申請者（委任する方）

住所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 太郎



代理者（窓口に来る方）

住所 熊本市中央区熊本城1番1号

会社名 株式会社 ひごまる一級建築士事務所

氏名 肥後 二郎



申請住宅が「昭和56年5月31日以前に着工したもの」又は「被災証明書がある場合」は、この書類を提出する必要はありません。

年 月 日

提出時に記入

熊本市長 大西 一史 様

申込者 熊本市中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 太郎



罹災報告書

下記のとおり、平成28年熊本地震により罹災したことを報告します。

記

- 1 住宅の所在地 熊本市 中央区 手取本町1110
- 2 被害概要
- 3 添付書類（次のいずれかの書類を添付）
 - (1) 被災状況を記録した写真
 - (2) 被害の修復に要した経費を証する書類
 - (3) 建築士による被災状況確認証明書（別紙）
 - (4) その他市長が必要と認める書類



○基礎のクラック



○クロス割れ

地震の被害が分かる写真（2～3枚程度）をA4の紙などに貼り付けて、添付してください。

よくある質問

●対象となる住宅について

問1. 木造の店舗や事務所、アパートなどは補助対象とならないのか。

答：店舗や事務所、アパートなどは補助対象となりません。

ただし、店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものに限る）については、戸建木造住宅に含むと定義しており、店舗部分も含めて事業対象となります。

問2. 増築した部分がある場合、補助対象の取り扱いはどうなるのか。

答：補助対象となるのは、平成12年5月31日以前に工事着工した住宅ですが、平成12年6月1日以降に着工した増築部分がある場合も既存部分、増築部分も含めた全体を補助対象とします。ただし、平成12年6月1日以降に増築した部分が延床面積の2分の1を超えている場合は、全体が事業の対象外となります。

問3. 旧耐震基準とはなにか。

答：昭和56年5月31日以前に着工した住宅については建築基準法施行令の「耐震に関する構造関係規定（新耐震基準）」が施行される前の基準のことです。旧耐震基準で建てられた住宅は、新耐震基準（現行の建築基準法）を満たしていない可能性が高いと考えられます。

問4. なぜ住宅の条件の基準日が平成12年5月31日なのか。

答：昭和56年6月1日以降の耐震基準で建てられた住宅であっても、平成12年5月31日以前に着工した住宅については柱と梁の接合部仕様等が明確化される前に建てられており、熊本地震においても被害がみられたためです。

問5. 申請住宅に現に居住者がいない場合は補助対象とならないのか。

答：現に居住者がいない場合は、誓約書（建替え工事後にすみやかに住むことを示したもの）を提出し、建替え後に申請住宅に住む意志を示したものについては住む見込がある住宅として補助対象としています。誓約書の他に、現に住んでいる場所の住民票などの提出が必要です。

問6. 空き家を購入して建替える場合も補助対象となるか。

答：建替え後、新所有者（購入者）自ら入居する場合は、購入した空き家でも補助対象とできます。なお、新所有者への所有権移転が済んでいない場合、問5の誓約書の他、買契約書等の書類の提出が必要となります。

問7. 貸家は補助対象とならないのか。

答：貸家は補助対象となりません。

問8. 耐震診断の後、補強計画設計を実施した住宅に建替え設計工事一括の補助は活用できるか。

答：補助は活用できます。ただし、補助金の額は、建替え工事に要した費用の23%以内かつ上限60万円（千円未満は切捨て）となります。

●申請者について

問9. 住宅の所有者以外が本事業へ申込みことは可能か。

答：原則として、申請者は住宅の所有者としていますが、やむを得ない場合（所有者の死亡、障がい、入院など）は必要な書類を提出することで、代理の方でも申請することができます。

問10. 代理者として認められるのは誰か。

答：代理者として認められるのは、原則、同居の配偶者または2親等以内（父母、子、兄弟姉妹など）の方です。

問11. 住宅の所有者が故人である場合、所有権移転登記等は必要となるか。

答：問9、問10の条件で、代理者と認められた場合は、必要な書類を提出することで、所有権移転登記等を行わずに、代理者による申請が可能です。

問12. 共有者とは何か。また、共有者が故人の場合はどうなるのか。

答：対象住宅の登記簿上の所有者（権利者）のことです。共有者が故人の場合は、除籍謄本など、その方が亡くなっていることが分かる書類の添付が必要となります。

●対象となる建替え設計工事等について

問13. 耐震診断及び建替え設計工事を同時に行うことは可能か。

答：耐震診断、建替え設計工事を同時に行うことはできません。また、いずれも本市の補助事業を利用する場合は、耐震診断→建替え設計工事の順に行う必要があります。

問14. 既に着手あるいは完了している建替え設計工事は、補助対象となるのか。

答：補助対象となりません。必ず、解体工事、建替え設計、建替え工事の着手前に申請を行う必要があります。

問15. 建替え設計を行う建築士、建替え工事を行う施工者は自由に選べるのか。

答：建築士・施工者には特に条件はなく、自由に選ぶことができます。

●その他

問16. 補助金交付申請書等は郵送で提出してもいいのか。

答：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため原則郵送での提出をお願い致します。持参を希望される場合は、まずはお電話にてご相談ください。